

## 公益性により利用を制限するこれまでの考え方

### ○匿名データ

匿名データは、秘密保護のための措置が施されているものであっても、集計された統計ではないことから、統計制度に対する国民の不安を招かないようにするためには、調査票情報に準じた配慮が必要と考えられる。そこで、本条では、提供の求めに応じ得る範囲について、第34条で定める委託による統計の作成等の場合と同様に、一定の公益性が認められる範囲に限るものとし、「学術研究の発展に資すると認める場合」を例示した上で、具体的には総務省令で定めることとしている。（「逐条解説統計法」平成21年2月総務省政策統括官（統計基準担当）p.205）

### ○オーダーメイド集計

目的のいかんを問わずに依頼に応ずることとした場合には、調査票情報の取扱いについて国民に不安を与える可能性があり、また、一般からの委託により、調査実施者が本来行うべき業務に加えて個別に作業を行う必要が生じ、行政資源を費消することになる。そこで、本条を定めるに当たっては、「業務の遂行に支障のない範囲内」において、かつ、「学術研究の発展に資すると認める場合」その他の一定程度の公益性が認められる範囲で、委託に応じることができることとしたものである。（「逐条解説統計法p.200）

## 統計法案に対する付帯決議

### ○衆議院総務委員会（平成19年4月13日）

- 三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進に当たっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと

### ○参議院総務委員会（平成19年5月15日）

- 三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進に当たっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと



利用について調査対象者の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置（別紙1参照）

- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと考えられる**学術研究での利用**を法律で例示
- 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる**高等教育利用**を総務省令で規定
- 匿名データの場合は、上記に加え、**国際機関の利用、学術研究や高等教育を行うための国際比較統計を提供するための利用**を総務省令で規定

# ○公益性に関する論点

匿名データ等の利用要件として引き続き「公益性」を残す必要があるか。残す必要がある場合、現行規定（学術研究等に資する場合等）のままで良いか。見直す必要はないか。

## 《公益性の必要性について》

- 匿名データ及びオーダーメイド集計の利用件数は低迷
- 匿名データ及びオーダーメイド集計については、経済団体から、利用目的を学術研究だけでなく企業の市場分析等にも活かせるよう緩和することが要望されているところ。
- 情報通信技術の進展により、近年では、総務省の地域メッシュ統計等について、利用者が自らのニーズ（営業上のニーズを含む。）に応じ、必要な地域等各種区分別に公的統計を利用しているが、特段の問題や批判は生じていない。
- 平成29年3月に総務省が国民に対し実施したパーソナルデータ提供等に係る消費者向け国際アンケート調査の結果によれば、個人識別性がない匿名データ等と個人情報であるパーソナルデータとでは一概に比較できないが、パーソナルデータを「提供してもよい」あるいは「条件によって提供してもよい」とする回答割合は公共利用目的の場合は約7割（69.6%）であったのに対し、商業利用目的は5割強（56.2%）と1割以上低い状況。  
⇒ 調査票情報の二次利用に関する国民の許容度は広がっていると考えられるものの、利用要件から「公益性」を完全に除外しても国民の統計調査への信頼を損うことがないとはまでは言えないのではないか。

## 《現行規定の見直しの必要性について》

- 匿名データ及びオーダーメイド集計について、利用範囲を一定の公益性がある場合として学術研究等に資する場合等に限定している限り、件数増加を図ることは困難（資料2参照）。
- 「「公益性の高いこと」を要件としているのは、（中略）調査対象者においては、国の統計調査に協力することで国や社会一般に対し多大な貢献としているとの認識を有していると考えられるが、このような認識に反してみだりにその申告内容が使用されることとなれば統計調査に対する信頼を損なうおそれがあること等の考え方に基づくものである。」（「統計法制度に関する研究会報告書」p.18～19平成18年6月統計法制度に関する研究会）
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年第49号）では、「公益目的事業」について、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定義。
- 住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たり、総務大臣が定めている公益性の判断に関する基準（総務省告示）では、大学等が実施する調査研究以外の調査研究の場合、公益性が高いと認められるものは、統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより、その成果が社会に還元されると認められる特段の事情があることと規定。（別紙2参照）  
⇒ 「公益性」については、学術研究等に資する場合等の利用要件を削除する一方、匿名データ等の利用により作成した統計又は統計的研究の成果について、その公表の義務付け等により社会に還元することで代替することができないか。  
また、学術研究等に資する場合等の利用要件を削除する場合、併せて、匿名データの提供を受けようとする者として適当でない者（悪用が危惧される者等）に匿名データを利用させないための何らかの規定を設ける必要があるか。

# 匿名データ関係法令

## ○統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（匿名データの提供）

**第三十六条** 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、**学術研究の発展に資すると認められる場合その他の総務省令で定める場合**には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

## ○統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）（抄）

**第十五条** 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 **学術研究の発展に資すると認められる場合**であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ **匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。**
- 二 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 **高等教育の発展に資すると認められる場合**であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 前号イ及び二に掲げる要件に該当すること。
  - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
- 三 **国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合**であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
  - イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条から第十八条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。
    - (1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。
    - (2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要の調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。
  - ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。
    - (1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果
    - (2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況
- 二 第一号二に掲げる要件に該当すること。

# オーダーメイド集計関係法令

## ○統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（委託による統計の作成等）

**第三十四条** 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、**学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合**には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

## ○統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）（抄）

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

**第十条** 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 **学術研究の発展に資すると認められる場合**であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を研究の用に供すること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（1）**統計成果物を用いて行った研究の成果が公表されること。**

（2）統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

二 **高等教育の発展に資すると認められる場合**であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

## 他制度における公益性の判断基準の例

### ○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- 一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施

（以下略）

### ○「住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準」 （平成18年9月15日総務省告示第495号）（抜粋）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項第1号の総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げるそれぞれの調査研究について、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- 二 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- 三 前二号に掲げるもの以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること